

後期高齢者医療制度 令和2年4月から保険料率などが変わります

※「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む。）を対象とした医療保険制度です。

● 令和2・3年度の保険料率



● 令和2年度以後の年間保険料の限度額(国の制度変更)



保険料の計算方法

4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。限度額は、**64万円**です。

年間保険料額 = ● 均等割額 + ● 所得割額

46,451円

(総所得金額等^{※1} - 基礎控除^{※2} (33万円)) × 所得割率8.84%

※1 総所得金額等とは、「公的年金収入-公的年金控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等で算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。(令和3年度保険料算定時から平成30年度税制改正により、給与所得控除額及び公的年金控除額が変更となります。)

また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

※2 基礎控除額については、令和3年度保険料算定時から平成30年度税制改正により変更となる可能性があります。

● 保険料の決定通知書は、7月(広島市は8月)中旬にお手元にお届けします。

保険料の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者であった方には、以下の軽減措置があります。

● 均等割額の軽減について

5割・2割軽減については、軽減対象の所得基準額が引き上げられます。

- ・5割軽減 (変更前)33万円+28万円×世帯内の被保険者数 → (変更後)33万円+28万5千円×世帯内の被保険者数
- ・2割軽減 (変更前)33万円+51万円×世帯内の被保険者数 → (変更後)33万円+52万円×世帯内の被保険者数



世帯主及び世帯内の被保険者の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下	下記以外の場合	7.75割軽減 (令和3年度以降は、本則どおりの7割軽減となります。)	10,451円/年
	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	7割軽減	13,935円/年
「33万円 + 28万5千円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合		5割軽減	23,225円/年
「33万円 + 52万円 × 世帯内の被保険者数」以下の場合		2割軽減	37,160円/年

※ 所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。

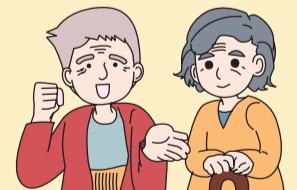
※ 軽減判定の際「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※ 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※ 軽減判定は、賦課期日(各年度の4月1日または資格取得日)時点で行われます。

● 健保組合等の被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く。)の被扶養者であった方については、特例措置として所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の軽減が適用されます。



お問い合わせ先

● 広島県後期高齢者医療広域連合

〒730-8626

広島市中区東白島町19番49号国保会館5階

● お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当窓口(保険料の納付・口座振替等について)

※裏面をご覧ください

(保険料計算について) 082-502-3060

(被保険者証について) 082-502-3010

(保険給付について) 082-502-3030

こんな時は届出をお願いします

交通事故
にあった
(自転車事故も
含みます)



暴力を受けて
ケガをした



外食や購入食品
で食中毒に
なった



他人のペットに
かまれた



交通事故など、第三者(加害者)の行為により病気やケガをした場合、届出(「第三者行為による被害届」)により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

本来、第三者(加害者)が負担すべき医療費を広域連合が立て替え、病院等に支払っています。被保険者の皆様から届出がない場合、第三者(加害者)に医療費を請求できません。必ず各市区町の担当窓口へ届出をしてください。

Q: 保険会社が医療費を支払ったはずでは?

A: 保険会社が支払っているのは自己負担(1割又は3割)分だけで、保険者負担(9割又は7割)分が支払われていない場合があります。

届出がないと広域連合の負担が増加し、被保険者の皆様の保険料増額につながる場合があります。

還付金詐欺にご注意ください

市区町や年金事務所(旧社会保険事務所)の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ATMで振り込ませる詐欺事件が多発しています。

- ・ 還付金の支払いはATMでは行いません。「還付する」と言われても、ATMには行かないでください。
- ・ 保険証(被保険者証)を渡さないでください。
- ・ 不審な電話があったら、警察やお住まいの市区町の担当窓口にご相談・ご連絡ください。



広域連合のホームページ(<http://www.kouiki-hiroshima.jp>)には、高齢者の被害事例を掲載しています。

市区町の担当窓口一覧

市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口
広島市	保険年金課 082-504-2158	三原市	保険医療課 0848-67-6056	府中町	保険年金課 082-286-3154
中区	健康長寿課 082-504-2570	尾道市	市民税課 0848-38-9145	海田町	長寿保険課 082-823-9609
東区	福祉課 082-568-7730	福山市	保険年金課 084-928-1411	熊野町	住民課 082-820-5604
南区	健康長寿課 082-250-4107	府中市	市民課 0847-43-7137	坂町	税務住民課 082-820-1503
西区	健康長寿課 082-294-6218	三次市	市民課 0824-62-6134	安芸太田町	税務課 0826-28-2114
安佐南区	健康長寿課 082-831-4941	庄原市	保健医療課 0824-73-1155	北広島町	町民課 050-5812-1854
安佐北区	健康長寿課 082-819-0585	大竹市	市民税務課 0827-59-2128	大崎上島町	住民課 0846-65-3114
安芸区	健康長寿課 082-821-2808	東広島市	国保年金課 082-420-0933	世羅町	健康保険課 0847-25-0134
佐伯区	健康長寿課 082-943-9729	廿日市市	保険課 0829-30-9160	神石高原町	福祉課 0847-89-3335
呉市	保険年金課 0823-25-3156	安芸高田市	保険医療課 0826-42-5619		
竹原市	市民課 0846-22-7734	江田島市	保健医療課 0823-43-1639		

※令和2年4月1日以降に市区町の担当窓口の課名などが変わる場合があります。